



会社はJR東海で働く全ての労働者の命を守れ！ 「緊急事態宣言の再発令に関する申し入れ」を提出！

政府は1月7日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて「緊急事態宣言」の再発令しました。対象は東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏1都3県で、期間は8日から2月7日までの1カ月間とされています。

JR東海労は、JR東海の社員や関係会社従業員の感染も頻発している現状を鑑み、JR東海の事業に関係する全ての労働者の命を守るため、「申第22号」として会社に申し入れを行いました。

「申第22号」の主な申し入れ事項（要旨）

- 「緊急事態宣言」が再発令されたことについて、会社の見解と対応策を明らかにすること。
- 「不要不急の外出自粛」により利用者が減少することが予想される。列車の減便や最終列車の繰り上げ行い、生み出される要員を自宅日勤とすること。予備者についても最低限の予備者以外は自宅日勤とすること。
- 全職場で政府が要請する「テレワークの推進、出勤者数の7割削減」を行うこと。
- 出向先会社など関係会社にも、在宅勤務や特別休暇などを積極的に行うよう要請すること。
- 希望する組合員・社員には会社の責任でPCR検査を行うこと。
- 「緊急事態宣言」では飲食店の営業時間短縮が要請されているが、食事の確保が困難な場合は会社が責任を持って手配すること。
- 「緊急事態宣言」の再発令により労働環境や労働条件が悪化するなど、組合員・社員が不利益を被ることがないようにすること。
- 組合員・社員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、勤務や賃金面で不利益を被ることがないようにすること。